

# 平成28年度第1回地域自立支援協議会議事録

いわき市保健福祉部

いわき市地域自立支援協議会議事録			
会議名	平成28年度 第1回 いわき市地域自立支援協議会		
日時	平成28年6月29日(水) 14:00～16:40	場所	いわき市文化センター2階 中会議室(1)(2)
出席者	<b>【項目】</b>	<b>【氏名】</b>	<b>【所属・職名】</b>
	障がい者福祉団体	森田 千鶴子	いわき市手をつなぐ育成会
		吉江 路子	いわき市盲人福祉協会
		古館 信義	いわき市身体障害者福祉協会会長
		石井 静子	いわき聴力障害者会副会長
		豊田 正勝	いわき市腎臓病患者友の会
	障がい者福祉施設等	鈴木 繁生	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
		新妻 登	社会福祉法人いわき福音協会理事【会長】
		古川 敬	社会福祉法人育成会理事
		松崎 有一	社会福祉法人誠心会理事長
		草野 滋章	社会福祉法人希望の杜福祉会常務理事
	障がい者関係機関等	渡辺 隆	平公共職業安定所所長
		星 美枝子	いわき障害者就業・生活支援センター センター長
		佐藤 裕之	社会福祉法人社会福祉協議会生活支援課長
	市民代表	石井 キヌ	いわき市ボランティア連絡協議会
	いわき市役所	事務局	いわき市保健福祉部（部長・次長） いわき市こども家庭課（課長補佐） いわき市保健所地域保健課（課長補佐） いわき市障がい福祉課（課長、補佐、事業係長、支援係）
	相談支援事業所等	事務局	特定非営利活動法人 そよ風ネットいわき いわき市障害者生活介護センター スペースけやき 地域生活相談室 せんとらる いわき地域療育センター ライフサポートセンター「ゆう・ゆう」 相談支援事業所 えーる
欠席者	学識経験者	山本 佳子	いわき明星大学教養学部地域教養学科 教授【副会長】
		田子 久夫	磐城済世会舞子浜病院名誉院長
		関 晴朗	国立病院機構いわき病院院長
	障がい者福祉団体等	根本 徳一	いわき市精神障害者家族会 ふれあい会会長
障がい者関係機関等	齋藤 秀美	福島県立いわき養護学校長	

	障がい者関係機関等 門馬 栄 福島県立平養護学校校長 相談支援事業所等 相談支援事業所 ふくいん
配布資料	平成28年度第1回地域自立支援協議会次第 平成28年度第1回地域自立支援協議会資料 資料1 平成28年度における地域自立支援協議会の取り組みについて 資料2 第4期いわき市障害福祉計画の進捗について 資料3 基幹相談支援センター設置に向けたについて 資料4 いわきっ子入学支援（保幼小連携）システムについて (参考資料) ・いわき市地域自立支援協議会設置要綱 ・委員名簿 ・いわき市地域自立支援協議会の日程

## ○ 平成28年度第1回地域自立支援協議会

### I 開会

### II 会長あいさつ

### III 議事

議長 それでは、只今より開催させていただきます。目次をご覧くださいと、はじめに報告事項(1)全体会議等の取り組み、次に協議事項ということで、(1)障害福祉計画の進捗状況について、(2)基幹相談支援センター設置に向けた検討について、その他として、いわきっ子入学支援(保幼小連携)システムについてということで、こどもみらい部から報告があります。このような流れで進めていきますのでよろしくお願いします。それでは報告事項の(1)平成28年度における地域自立支援協議会の取り組みについて、①全体会議における平成28年度の協議事項等について、資料1となっていますので事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料に基づいて説明)

議長 ①の説明をいただきました、続いて、②運営会議における平成28年度の取り組みについて、③専門部会における平成28年度の取り組みについて、アからエまでありますので、運営会議から専門部会へ続けて報告をお願いします。

運営会議 それでは、運営会議の取り組みについて説明させていただきます。4ページをお開き下さい。運営会議は毎月1回開催しております。今年度の主な取り組み内容は4つあります。1つ目は、「発達障がい者の支援体制のあり方検討」、これは3年目になります。次に2つ目として「基幹相談支援センターの検討」について、3つ目として、その他専門部会に属さない課題の検討、最後に専門部会の参加要件の整理についてということで、いずれも昨年度から継続しているものです。既に第1回目から3回目までは開催しております。第2回目ですが、基幹相談支援センターの検討を行いました。この時は各地区保健福祉センターのケースワーカーの方にご出席いただきまして、各関係機関の役割について意見交換を行いました。それから4回目以降

は、資料のとおりですが、定例会議のみ入っているところがありますが、その時には今年度の主な課題ということではなくて、各専門部会から運営会議に挙げられるかもしれない課題、それから全体会議にかかるかもしれない課題等について、時間を取って協議していきたいと思っています。5ページをお開き下さい。1番最後のその他のところですが、発達障がい者支援体制のあり方検討の取り組みの一環として、研修会を開催いたします。昨年度1回行ってありますが、これは発達障がい者の支援を行っている事業所の方を対象にしたスキルアップ研修会ということで実施予定です。運営会議とは別日程での開催となります。日程は未定となっております。以上です。

議 長  
地域 移行

続きまして、地域移行支援部会をお願いします。

地域移行支援部会の平成28年度の取り組みについてですが、まず1つ目、昨年度は精神科の病院からの地域移行についてということで協議を行ってきたので、今年度は知的障がい者の地域移行に関する検討ということで協議したいと思っています。市内で知的障がい者の入所施設を運営している事業所、規模が大きい法人が運営していると思いますので、地域に移行した事例や地域移行するためにどんなものが必要であったか、難しかったかということ、具体的にお話をお聞きして中身を集約したいと思っています。2つ目ですが、グループホームに関する課題の検討ということで、昨年度世話人研修会を予定していたのですが、できませんでしたので、今年度は10月か11月頃に研修会を実施したいと思います。昨年度アンケートを取らせていただいてグループホームの高齢化の対応、世話人の役割というテーマで研修会を実施してほしいということがアンケートで挙がっていますので、事務局で検討して実施していきたいと思っています。3つ目ですが、保証制度に関する課題の検討ということで、部会では昨年度保証制度をメインで検討してきたわけですが、最終的には部会案というものを全体会議に出させていただいたのですが、特にそれ以上進展がなかったということで今年度も引き続き検討したいと思います。県居住支援協議会など、そういったものがあるのですけれども、県居住支援協議会では県内28の事業所が協力事業所としてあるみたいなのですが、いわきは今のところゼロで、県居住支援協議会との連携など、福島市ではNPO法人市民協福島というものが立ち上がりま

して、物件探し、手続き同行から保証人、緊急連絡先の確保、見守りなどまで市民協福島では行っているそうです。月々の利用料としては見守りがなければ5,000円、見守りがあれば8,000円、それ以外でも葬儀があれば、葬儀もやります。例えば孤独死した方に関しては片づけも行います。そういったものも含めてやっているそうなので、実際そういったところのお話を聞いたりとか情報をいただいたりということで、部会で少しでも保証人の制度が前進するように今年度も検討していきたいと思っています。以上です。

議 長  
地域 生活

続いて、地域生活支援部会をお願いします。

部会として2つの事項について、予定しております。1つ目は地域生活支援拠点等に関する検討についてです。国において、地域における障がい者の生活のために求められる機能を集約した拠点（地域生活支援拠点等）整備の方向性が定められています。また、第4期いわき市障害福祉計画においても、整備のあり方についての検討が位置づけられており、地域の実情に応じた整備のあり方について検討を行っていききたいと思います。現在までの国の指針として備えるべきとされている、緊急時受け入れの機能については、昨年度の短期入所についての検討結果を参考にしつつ、課題検討を進めていききたいと思います。2つ目はヘルパー事業所の人材不足に関する検討についてです。昨年度のヘルパー事業所へのアンケートなどによる実態把握、課題検討結果を受け、部会コアメンバーが高齢・介護保険分野の定期集会等に、顔つなぎを目的に参加させていただき、その中で、障がい福祉におけるヘルパー不足の状況を訴え、より多くの訪問介護事業所に障がい福祉サービスの指定を受けていただくよう呼びかけ、障がいのある方に対応できるヘルパーが増えるように働きかけを行っていききたいと思います。逐次、部会等において、活動内容を報告していく予定です。以上です。

議 長  
児童 療育

続いて、児童・療育支援部会をお願いします。

児童・療育部会の部会長が欠席のため、代理で報告させていただきます。児童・療育部会の協議事項は3つになります。まず、1つ目は預かりニーズの明確化（早期療育の課題を含む）です。こちらは学童の放課後のあり方について検討していきます。また、小さいお子さんが早期療育を必要とした場合には、どのような取り組みが市内でできるか、各メンバーで協議して

いく予定です。2つ目は通所支援事業所の案内用冊子の作成です。こちらは保護者に分かりやすく各関係機関を紹介していくためにパンフレットを作成していく予定です。パンフレット作成には各通所事業所の管理者など、コアメンバーを選出して行っていく予定であります。3つ目、保護者支援についてです。こちらの課題は前年度各関係機関に集まっていたいて、どのような課題があったかということ整理した時に保護者の支援が必要だという意見が最近浮上してきたので、こちらについてメンバーで協議し、どのような対策というか、取り組みができるかということを検討していく予定です。以上になります。

議長 今児童・療育部会の報告をいただきましたが、児童・療育で重心プロジェクトの予定は何か、予定表になったものというのはないのですか。

児童療育 資料を作成していないので、今お答えするのは出来ないのですが、協議に出ているなかでは医療との連携の役割だとか、重心の計画相談の不足について話は出ておりました。後でご報告させていただいてもよろしいでしょうか。

議長 重心プロジェクトもみんな分かっていたほうが良いと思いますので、次回でもいいですし、委員の方々に取り組みについて送っていただければ助かるなと思います。続いて、就労支援部会をお願いします。

就労支援 就労支援部会の今年度の取り組みとして、協議事項1から5までございます。1つ目の定着支援のあり方についてですが、今年度は定着支援や就労支援を行うそれぞれの立場からの定着支援に関する課題について整理し検討していきたいと考えております。第1回の就労支援部会において、グループワークを行いまして、現在の定着支援の取り組みにおける課題などについて挙げていただきました。その中から問題点を整理し、検討を行ってまいりたいと考えております。2つ目の企業と福祉との相互理解に向けた取り組みについてですが、障害者雇用拡大への取り組みの一つとして昨年度作成致しましたリーフレットの配布先の拡大を行っていきたくと考えております。ハローワークや職親会に協力していただき、企業側、とくに未達成企業への配布を進めていくなど配布先の拡大の方向について検討していきたいと考えております。3つ目の就労継続支援B型の支給決定についてですが、今年度の協議事項として、支給決定など

の流れの中で検討すべき議題があるときは随時検討を行っていききたいと考えております。4つ目の就労支援部会の下部組織であります就労継続支援B型事業所連絡協議会での取り組みについてですが、今年度はメンバーを2つのグループに分けて1年間を通してそれぞれ1つのテーマで事例検討、研修会を行い、テーマについての理解を深めていきたいと考えております。5つ目の移行支援事業所アセスメントについてですが、近年一般校から手帳を所持していないが障がい疑われる学生の相談が増加し、就労移行支援事業所が無償でアセスメントを行っているという状況があります。またそういった方への支援方法等について、各学校、支援機関ともに足並みが揃っておらず制度的な担保もない状況です。そのために今年度から部会の下部組織として、コアメンバーによるワーキンググループを設置して、アセスメント手段の検討や教育機関との意見交換会の開催など、課題の検討を行っていききたいと考えております。以上となります。

- 議長 就労支援部会の下部組織であるB型連絡協議会の計画では、スキルアップというか、事例検討会や研修を行っていく計画、これは何月に行うという計画までには行っていないのですか。
- 就労支援 研修会については、時期とは未定でこれから詰めていくところですが、就労支援部会が終わった後にB型連絡協議会として毎回事例検討を行っていく予定であります。
- 議長 はい、わかりました。研修会等決まりましたら、早めに各委員に案内をいただければありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。今、報告事項いただきました。報告事項に対して質問など各委員の方からあればよろしくをお願いします。
- 委員 いくつかお聞きしたいのですが、まず地域移行支援部会の保証人制度の課題について検討とありますが、これは何十年も続いています。私が委員になったときから長年続いていて出口が見えない検討をされているのかなと、過日うちの相談支援事業の担当者に国の通知を渡して部会で話し合っていると思います。その辺が遅々として進まないというのがどうなのかなと非常に疑問に思います。これはずっと永遠にきています。その辺をどういうふうにするかということと、例えば私の法人のある利用者は施設からグループホームに行ってそのうち癌になりまして、また施設に転入して他界されたのですが、あとから分かっ

たのが、いわゆるお金のある人なのですが、いろいろな保証制度があつてこれについて成年後見とか身上監護とか、アパートを借りるときの保証とかそういうことをやっている会社もあるのです。これは全国組織であるのですが、これは金額が1回78万円払わなくてはならないので、その後は月々8,000円くらいします。そういったものや、今回県の不動産協会で社協とタイアップして保証人制度を作るという動きがありました。去年だったと思うのですが、そのときは福島と郡山ともう1カ所ということで、いわきには来なかったと思います。その辺の動きはどのようなのか、調査していただきたいと思います。これは参考になればあとでコピーして差し上げます。そういった制度をしっかりと見ながら、どうあるべきか本当に早く決めていかないといつになっても同じことの繰り返しということが1点目です。2点目としましては、今回地域生活支援部会で地域生活支援拠点事業が来年度からスタートしますよね。だから本気になって固めないはずではないかなというイメージを持っています。どういうふうな方向で進むのかということが2点目です。3点目としましては、児童・療育支援部会において以前にかなりニーズがあるのだけれども全然足りないという話をずいぶん聞いてきたという経緯があるのですね。調査はどこにどういう人がいるのか、何人くらいいるのか、それを明確にしていきたいということを私以前発言した経緯があります。その辺の進捗状況がどのようなのか、その辺も教えていただきたいというのと就労支援部会の第5項目目の就労支援事業所アセスメントを無償で行っている実態があるということで、これはなかなか難しいのですが、就労に向けて法から落ちている人たちをどういうふうにするのか、これは明日福島県の経営者協議会の総会で承認をもらえばスタートするのですが、いわゆる社会貢献の問題、これは県の計画の中では網目から抜けた人をなんとか応援していこうという動きがございます。これはうちの相談支援事業所の職員にも資料として渡してあるのですが、就職活動応援金、職場体験事業、プチバイトというこれは1日800円出すとか、1人2万円まで出すとか、このようなものがあるので、もしよければお使いになっていただければ結構なのですが、明日我々役員会で、既に承認されておりますので、明日にはもう発送になるのかなと思うので、その辺の制度の利用、これは県の経営

協でやるようにしておりますので、ですから県の経営協で 200 から 300 万円くらいの予算を組んで事業所から 2 人出すかなという動きもありますので、法から落ちている人、社会貢献としてやっていこうという動きがありますので、その辺をご了解願いたいと思います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。4 つほど質問が出まして、これは部会並びに運営会議の方で話していただきたいことと事務局からご意見いただきたいことがあるので、まず 1 つ目の保証人制度、前回平成 27 年度の第 4 回の議事録がお手元にいつているかと思いますが、その中でも委員がいろいろ発言されたかと思いますが、改めて専門部会の方で、シンプルでいいので現状の話をしていただければと思います。今こういう状況だと先程お話をいただきましたけれど、再度お話をお願いします。そして、そのあと第 4 回目の話を受けて事務局でもまたコメントいただければありがたいと思います。

地域 移行

〇〇委員が言っているように何十年もお話しているというのは私も 2 年目なので、引き継ぎ事項として受けているわけなのですけれども、お金のある人はそういったサービスを受けられると思うのですが、実際問題として障がい者の方でお金のない方がいますので、少しでもお金がかからないようなものを検討したいというのがありますし、先程、市民協福島の話を出させてもらったのですが、そういった形のものができれば本当は 1 番いいかと思うのですが、あと社協さんという話もありまして、社会福祉協議会で保証人制度をやっているところは全国にはありますので、いわきの社会福祉協議会ではまずそういった検討はないということで、行政、いわき市がどういった動きをするのかによって検討しますという形だったのでまずそういった内容は今のところ社協さんではないのかなというところはあります。いわき市の現状としまして、高齢者住宅財団をとりあえず使って、保証人を受けてくださいというような流れだと認識しているのですけれども、高齢者住宅財団のハードル自体はすごく低いみたいですが、実際問題不動産屋やオーナーが高齢者住宅財団で保証人がオッケーですとなるかどうかというのはわからないところでみんなが高齢者住宅財団を使って借り入れることはないということなので、なるべくみんなが利用しやすいというか、少しでもみなさんが利用しやすいものを

検討したいという思いはありまして、こういった形で今後も課題を検討していったりよりよいものを作ればという提案をした  
議 長

〇〇委員の話のようにこれは何年も話をしている、いつもそこで止まってしまふ。高齢者住宅財団も出来てきているのだけれども、障がい関係は対象ではないのかなと思っています。改めて、今集まっている私たちは障がい者の自立支援協議会ですが、高齢者も障がい者もそれから健康な人も、もしかするとこれから2025年を目指すと私は前も話しましたがけれども後期高齢者の75歳になって、認知症になって、ひとり暮らしで、その時に保証人制度がないと困るなと思うのです。それを民間だけでやれるのかなといつもそこに止まっているのかなと思います。改めて、今結論がでなくてもいいのですが、先程、話をしましたように地域生活支援部会でいろいろ資料を集めて調べていただいて案を出していただいているので、その中でどういうふうに行政が関わるのかなと、いつもそこで出来る、出来ないも含めて、止まっているのかなと思っております。多分、前回の時もこの話が出たのだと思いますけれど、介護保険の社会福祉法人とか、障がいも含めてそういう保証人制度を作っていく、ただ社協さんも前回話が出ましたけれども、それだけではなくて行政がお金を出す、出さないの問題ではなく、行政も当然必要だと思って、私は思っているのではないかなと思うのです。そこにどういう風にタグを組んでいけるかなということもぜひ検討していただければと思います。以上ですが、意見を言わせていただきました。事務局で前回もお話いただいたかと思いますが、改めて話が出ましたので今の時点での考え方とか、話いただければありがたいなと思います。

事 務 局

震災以降いわきの不動産事情がかなり変わってしまったということ、震災前、震災後で状況が変わっていることがまず1つあります。保証人制度の話が長い期間続いていたということで、昨年度、行政からの提案ということで示させていただいたのも含めて改めて説明ですが、障がい者の権利擁護という点から必要な仕組み、ただ対象も特に高齢者とかではなくて、家賃の場合ですと社会的弱者ということで、高齢者、母子世帯、障がい者も含めてということ。先程、議長からお話があった制度につきましても、高齢者だけではなくて、障がい者もたぶん入

っていたと思います。ただ、地域移行支援部会からもあったように一定の所得がある人は使いやすい制度ということです。行政でもこの制度を取り組んでいる自治体とか、団体のことを調べますとやはり基本この保証人というのは個人の資産に係るものなので、行政が直接やるというのはやはり民法上難しいのかなと以前説明させていただいたと思います。やっている NPO 法人はどうかというと、毎月の利用料とか、あとは他のところだと入会金というところでそれなりのまとまったお金が必要ということがあったかだと思います。あと社協さんでやっている場合でも、実際に保証するとかそこまでも含めているものではないとか、既存の制度につきましても、団体で一定の保障もします、ただその前段として、貸す側、不動産がその制度に加入してということなので、今のところ確認してはいないのですが、いわきの不動産状況で社会的弱者と言われる方に率先して貸してということが実際あるかということ、まず市の取り組みとしてはそこからの確認が必要なのかなと思っております。保証人制度、障がいのある方、高齢者とか認知症の方も含めてやるにあたっては、先程、話しがありましたように、社協というか、制度自体もやはりその方を責任持って見る人がいるかどうかということが背景にあるとすれば、あくまでこれは私論ではあるのですが、現在、社会福祉法人改革の中である意味公的な役割になっている社会福祉法人、例えばいわき市ではそういったものをやってみたい、1 法人だけではなくて複数法人がまとまってこの保証人制度について取り組みをしたいということであれば、行政が率先して調整することは可能かなと考えております。もともと家賃の保証ということが制度的に本来であれば払わなければならないというものでもないような曖昧な部分があるようですけれども、地区センなどに行くと所長から行政が変わりになれないかという相談をよく受けたりします。行政でもし実際の保証人ということが難しいということがあれば、第三者的に社会に認知されている社会福祉法人などができることは何か、逆に行政でうまく考えられる部分でそういった団体さんで提案して、こんなことをやってみたらどうかということを経理でも期待したいなと思っているところが正直なところです。既存の制度で個人の資産に関わることについて行政としてお金を出すのはちょっと引がかかるところがあるようなので、その点を

保証人制度が解決の糸口ということで、あくまで私論ではありますが考えているところです。ただ今回部会では実際取り組んでいる社会福祉法人ということではなくて、NPO法人ということでゴールを考えていただいているようなので、事務局でも情報収集したいなと考えているところです。以上です。

議 長

専門部会、運営議会、それから事業所の方、事務局の方とそれぞれ今考えを出していただいたのですけれども、もし使うようになったとすると当事者の人たちは、ごめんなさい、こういう言い方は好きではないのですけれども、当事者の人たちは今の例えば保証人制度、今はないわけですよ。例えば自分が、自分たちの仲間が、自分たちの家族がそういう状況になった時に保証人制度というのをどういうふうはどうあったらいいのかなと、どういうふうにしてもらいたいのかなというご意見があったらお聞かせ願いたいです。障がいの人たちがよく言われるのは親御さんが高齢になって本人も高齢になって、ごめんなさい、順序でお父さん、お母さんが先になくなって、本人が一人という時にそういった意味でどこかのアパートでもグループホームならいいのですが、アパートかなんかというふうになった時にその心配がないのかなと思うのですが、ご意見を聞かせていただけますか。〇〇委員お願いします。

委 員

はっきり申し上げますと結構切羽詰まっています。ただ親の願いとしてはやはり元気なうちは一緒に暮らしたいというのが大半です。それから今みんな核家族になって住んでいる家が空くようになります。そうするとその空いた家をどうするかという話もちらほらと仲間内で聞こえてきます。それも漠然としていて何をどうすればいいのかというのがこれからの課題だと思います。そういう意味では先日私ごとなのですが、自宅も土地も自分のものなのですが、駐車場をある地主さんからお借りして、先日ちょっと出かけて行ったのですけれども、土地の借り手がない、それから買ってくれる人もいない、それから固定資産税が高い、買ってくれないかという話があったのですけれども、私ども高齢者にはとても100坪なんて土地は買えませんので、そんな話を聞きながら、私の家庭の事情の話をしたら、それはそれで考えていらっしゃるのであれば、将来グループホームでも〇〇さんのお宅と共に、グループホームにお貸しする用意はありますというお話を伺ってきたのですけれども、ただ

それもまだ漠然としていて、そういう良い方が隣組にいるということはとてもありがたいということです。これをどういうふうに進めていくかが課題なのですけれども、私一人の問題ではとてもできかねますので、これはまた法人の方をお願いをして、進めていかなければいけないのかなと、それからまた保証人の問題とかたくさん出てくると思うのですが、その時には皆さんのお世話になっていかなきゃいけないなと肝に銘じております。今の段階です。

議 長 ○○委員から何かご意見ありますか。専門部会、運営会議でずっとやってきていて、ある程度までは案が出てきたのだけど、そこで止まってしまっているのかなと思います。今思いついたのですけれども専門部会、運営会議もそうなのですけれども、決定でなくても構いませんから、例えば、法人の方でそれなりに話せる方と一緒に話してみてもどうでしょうか。結局、運営会議、専門部会でいろいろ話してきているが、そこでは動けないのですよね。組織を立ち上げるとか、そうすると実際動かしていくとなると法人とか、それから社協さんとか、具体的に進めていくところが意見を出し合って、スタートできるような形になるような話し合いを次にしないと同じところでいつもとどまってしまうのかなと思います。もしできるのであれば、これは縛りにはなるわけではないのですが、行政の方も一緒に入って行政がやるのが前提じゃなくて構いませんから、具体的に形にするにはどうしたらいいのかという話し合いを別バージョンで設けてはどうですか。そうでないといつも専門部会の中で行ったり来たりで、ここに出てきてもじゃあこのあとあればいいなという話がみんな出てきているのだけれども、○○委員のところでお願いでしょうか、そういうわけにもなかなかいかないですよね。その辺をより具体的に進めるには各法人で何人か出してもらって、そういうふうには話が出来る方が出してもらってより具体化する、実現性があるものにするにはどうすればいいかという集まりを別バージョンで持ってみるのはどうですか。これが私の意見です。そうしないと来年の3月に同じことをやっているのかと思います。進め方として、こういうふうになれば実現性がある進め方ができるよということを何か皆さんから案があればぜひお願いします。

委 員 今議長がおっしゃられたことを受けてですが、例えば地域移

行支援部会で NPO 法人、市民協福島、居住支援協議会などの情報を収集し検討するといっておりましたが、いわき地区障がい者福祉連絡協議会、私どもの団体でお約束はできないですけれども研修委員会等ありますので、年に2回研修を行っているところで、こういった方々をですね、こちらにお招きする勉強会などをタイアップして開催することによって各法人さんとか、事業所の方々に集まっていただいてみんなで勉強したところでじゃあ何ができるのかというところで幅を広げて検討することができるのかなと思いましたが、研修委員会の全体会議がありますのでそちらで検討してもらえよう話をします。また行政では市営住宅の保証人制度なんかで言えば、2人つかなきゃだめですよ、ただ国の通知で配慮して1人でも市の方で、地方自治体で1人でも構わないということにできるという通知も確かあったと思いますので、こちらも関係部署と確認して頂いて、1人でも通知が確かあったはずなので、2人が1人になるだけでもだいぶ可能性が広がると思いますので、調べていただけたらと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。研修会という形で進むとなると障連協だけではなくて、是非ここにいる委員の方たちにも、もちろん行政にも案内をさしあげてください。そんなことで進めていければと思います。

委員 当事者の立場からすると、事業所さんを信頼しないわけではないのですが、やはり社協みたいところでやってくれば、先程、話にもありましたが、どこかでやっているような話も聞いたのですが、やはりそういうところがやってくれるのが私たちは安心して頼めるという意見もあります。

議長 ○○委員お願いします。  
委員 皆さんの意見から社協に対する期待が多いということで、我々としても保証人制度について、何らかの形で受け皿とかも考えておりますが、いわき市とあと各皆さんといっしょに少しでも進むように検討してまいりたいと思いますので、よろしく願います。

議長 別に今社協さんの話が出たから、一から十まで全てとは思わないです。だから前回も出たように各法人もどうやって協力できるか、全体でやっていけばいいのかなと、なおかつそういう形でやっていこうといわきの行政もそこにきちっとコミット

していただければありがたいと思っておりますので、ぜひ社協の中でも話を進めて、もし必要ならばまた専門部会、運営会議の人たち、それから各法人の人たちも集まって、先程話したように話し合いの場を設けていただけたらありがたいなと思います。それぞれの部署で何ができるかという具体的な話もできればありがたいなと思いますのでよろしくお願いします。それからもうひとつ話が出てきましたが、市営住宅の話が出ていて、前回の議事録の中にも民間以上に市営住宅のハードルが高いという話があったかと思えます。今日行政から回答いただけるかどうか分からないのですが、その話は前も出まして、ぜひ行政で障がい福祉課と住宅課で話し合っ、どうすればそれがクリアできるようになるかとか、話が出たかと思えますので、今日何か住宅でこういうふうにかえるつもりだとか、前回住宅のマスタープランの話が出たかと思えますが、何かやり取りをしてお答えがあったという話があれば、ご説明いただきたいのですが、それでなければ次回のときにぜひお願いします。それは私たちがその場に行ければいいのですが、そういう形になっていませんので、もしあれでしたら、次回の9月のときには住宅の担当の方がここにご出席いただいて、その辺の考えも聞かせていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。すみません、進め方が下手で。それから2番目に出てきた拠点事業、これについて、これから4回ある会議の中で、これから出てきます。それから専門部会でも検討するというところで話が出てきています。今の時点での市として、行政としての方向性みたいなものを話していただければ、29年度までに1か所ということで計画には載っているかと思えますが、何しろいわきは広域ですので、そこを踏まえて今の行政の方向性、考え方をお聞かせ願いたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

事務局

地域生活支援拠点につきましては、第4期市障害福祉計画の期間中27年から29年の3か年の間に1か所ということです。介護保険同様、障害福祉サービスも事業実施主体が行政ではなくて民間ということなので、事務局としましては、地域生活支援拠点、大きく分けて面的なもの、あと拠点的なものということですが、いずれについてもこういったものを取り組んでみたいという事業所があれば話を聞く体制を取っております。現在のところは特に期間中にこれをやりたいという直接的な申

し出はヒアリングの中では案として出ていたのですけれども、現時点ではなかなか実施までには難しいという話を伺っているところです。これをやってみたいというところがあればと考えております。本日追加でお配りしました資料、国で全国の中で地域生活支援拠点というものの取り組みの報告を受けていますが、やはり面的な整備というものが多ようです。市としましてもこのエリアであれば該当するものはこういった法人があるのではないかとある程度想定してあります。冒頭で本年度の全体会議の日程の中で29年度は第4次障がい者計画の中間見直し、第4期障害福祉計画の見直しとなっていますので、事務局としましても現在の1か所がいいのか、広域であるといういわき市の現状を考えて複数か所がいいのかという複数案は持っておりますので、こういうことで考えたいという法人さん、団体さんがあれば話をぜひ伺わせていただければと思っているところです。

議 長 はい、ありがとうございます。今の確認と言うと変ですけども、先程、事務局の説明で29年度施設整備の選定結果報告が12月に予定されているのですが、これから法人の計画かなにか、ヒアリングの資料を取ったかと思うのですがその中にもこの拠点事業をやってみたいという項目はあったのですか。

事 務 局 今ご質問ありましたのは、本日お配りしましたA4縦の全体会議における協議事項についてという資料の中の12月予定の選定結果についての確認だと思うのですが、募集期間は終わりましたということと、またどのようなものがあったのか、まだ庁内でも決裁など出来ていないものですから、この場でどうとは言えないのですが、公募の前提では、特に前回平成27年度の第4回にお示ししたとおりの公募案でやりますということでしたので、特に拠点もあれば計画に位置づけられているもので、出てくれば検討しますという位置づけになっています。

議 長 私も全部覚えているわけではないのだけれども、施設整備、冒頭でも話があったように定員の増とか、定員の減とか、新しい事業を始めるということでたぶん各事業所が考えていることを29年度の施設整備と言うことで、6月3日までに出したのだと思うのですが、その時に各事業所で1つは拠点事業のことが頭にあったのかということが1つと、行政でアンケートを出すときに拠点事業の範囲の中にあるということが事業所に伝わっ

ていっているかなと思って、今お聞きしたのです。ということは、拠点事業はあることは事業所で分かっているけども、その質問項目がなければ、普通の定員増、定員減、事業所の新規云々だけで、終わっていたと思うのですが、話を振ります。〇〇委員何かありますか。

事務局        その前に施設整備にあたっては2点ありまして、国庫補助などそういった補助の公募のものが1つと、それとは別に今後3か年でどのような事業をやる予定がありますかということでの照会で、いずれにつきましてもやりたいというところが、例えば、新しい施設を作ります、これは地域生活支援拠点の1つとしてやりたいですという申出は自由にできる仕組みになっております。

議長            ありがとうございます。それを受けて、〇〇委員でたぶん法人の中で事業所の中で話をして、29年度事業の拡張とか、定員の増減とか色んな話を出して市の方に出したと思うのですが、その時に拠点事業のことも当然含まれて考えたということではないですか。

委員            答えにくいですが、当然意識の中にはあります。

議長            各法人、各事業所でそういうことを当然踏まえた上で、ヒアリングの資料を出したというのと、それは全然意識がなかったということでは違うわけです。そんなことでお聞きしたかったです。また話を振りますが、〇〇委員は法人の中でやっぱりそういうことを検討されたという、みんな共通理解したうえで出てきているのだったら、まだ手が挙がっていないで済みますが、どうでしょう。

委員            私どもでまだ財務内容を踏まえ、そこまでの検討に至っておりません。

議長            まだ検討しなくてもいいのです。そのこと自体、要望で手をあげる項目の中にあることをわかっていたということによろしいですか。

委員            いえ、その前段で事業拡大するという前提がなかったものですから、そこまでは考えてなかったです。

議長            はい、ありがとうございます。〇〇委員同じことをちょっと答えてもらえますか。

委員            今回の社会福祉施設整備問題でわざわざ建物を作らなくてもいいですよ。要するにソフトをどういうふうにしたいかとい

う問題ですよね。そうすると今の体系の中でどこでもできる体制があるだろうと思います。ソフトだけあればいいわけだから、あとハードとか相談支援とか、短期入所とかそういうのがあればいいわけだから、ソフトをどういうふうに充実させるかという問題だけだろうと思います。だから、地方自治体に1か所でいいのですよね。そうすると1か所に場所が偏ってしまうというのがあるので、やっぱり面的にやれるようなそういう体制をどういうふうに作っていくかのほうが大事ではないでしょうか。

議 長 はい、ありがとうございます。ただそのことは行政で1か所ということにはなっているけれども、広域などを考えると1か所でいいのかという話もお答えの中にあっただので、それはぜひ検討していただきたいと思うのですが、もう一度聞きますが来年度に向けて、再来年度でもいいけど、それに向けて各法人で生活拠点事業をやる、やらないは置いといて、それを検討するように認識していたのかなということを知りたかったのです。検討したけどもそれはうちはやらないよという意味とは違うわけです。

私も自分の法人に来たものを見たのですが、これは後で追って行政からこういうことがあるのだけでも、各法人で検討していつまでにうちでやりたいとか、うちはやらないとか、そういうアンケートがあるのかなと私は思っていたので、その認識の確認です。あまり意識してなかったということでもいいですか。自分たちは考えていたけども。たぶん私の勝手な想像ですけども、事業所側ではいつもの例年通りでこの拠点事業についてのやる、やらないまではたぶんそこまで読み取ってないのではないかなということなのですが、自分たちが今こういうことが出てきているから、自分たちが考えようかと法人独自で考えるのはいいのだけど今行政がそういうことでヒアリングの資料をよこしてその中の1つの項目だなどははっきりわかってはいなかったのではないかなと思うのですが、そんな理解で良いですか。ぜひ29年度に向けて、12月に生活支援拠点の事業の検討がありますので、できればその前に改めて各法人にこのことについて先程あった資料なんかも添付していただいて、ほんとにやってみたいとか云々ということのアンケートをやっていただいたほうが私はいいいのかなと思うのですが、〇〇委員お願いします。

委 員 専門部会に検討事項と挙がっているのは、次年度に向けてと

いうところで各法人さんとか、事業所で何かできるのか、やりたいと手を挙げるのは必要だと思いますが、ではいわきの実情に向けてどんな形がいいのであろうかというのを部会できちんと課題検討していくということが、今年度時間がない中でやっていく作業になると思うので、そのことを勘案して並行して執り行うのがいいのかなと思いました。各法人さんに出来ること、あとはいわきの現状を1番ご理解しているのは委託相談事業所だったりということだと思うので、専門部会の中でどんな形が理想的なのかというのを挙げていただきながら、並行すればよりよい拠点事業が展開できるのかなと思いました。

議 長 別に専門部会でやらなくていいということではなく、当然それはやっていただかなくてはならない、現場的に考えて単にできてくる資料の文言ではなくて、まして広域のいわきでやっていくときにどうしたらいいのかなという検討はぜひ専門部会、運営会議でやっていただきたいなと思います。ただ、それと今度はやっていくとか、やらないとかを主体的に決めていくのは法人になるわけですね。だから法人は法人でそういったことを踏まえながら、進めようとかうちは難しいとかいろいろ出てくるので中身を検討することと事業として法人がやっていく、やっていかないということを両方必要なことだと思いますので、専門部会は専門部会としての協議をしていただきたいなと思います。以上で拠点事業についてはよろしいですか。その次にいきまして、児童施設が足りない、どこに何人くらいという進捗状況等をわかっていたらデータとして出していただきたいということで話し合ったのですが、専門部会で何か出ますか。

児童 療育 前年度調査を2つしたのですけれども、まず1つ目が各子ども、通所事業所なののですけれども、待機者数、問い合わせ件数を調査したのですが、実際に待機者数のカウントは施設によって異なっていたり、またお母さまからどのくらい待つてもこの事業所に通いたいとかニーズがちょっとバラバラだったので、適格な数字が保護者の意見からは出なかったということと、2つ目の調査なのですが、計画相談でお子様のプランを作ったときに必要日数を役所に提示していますが、その日数に基づいて受給者証が発給されます。この受給者証の日数と実際に請求があった数、実際に利用出来た数と私たちが捉えて障がい福祉課に算定を求めて、結果を出してもらったのですけれども、前回

の全体会議の議事録にも載せてありますが児童発達支援事業では大体3分の1くらいのお子様の利用ができていない、放課後等デイサービスでは希望よりも5分の1の日数しか使えていないというそこからの数字では出ております。あと今回の第4期市障害福祉計画の実績では今一応ニーズは満たされて充足されているというふうに出ていたので、そのあたりで整合性というか、実際どこからカウントしていったって適格な数字を出していったらいいのかというのは実は児童療育部会でもちょっと今止まっているというか、停滞している状態ですので、またこれを部会に持ち帰らせていただいて、ニーズの明確化を検討していきたいと思いますので、申し訳ありませんが、今回はこの回答でお返しさせていただきたいと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。今口頭でお答えいただきましたが、そこら辺りが文言とか数字とかまとまったものは出ていましたか。

児童 療育 たぶん前々回の部会で受給者証の発給数と実績日数は、発表していると思います。手元にその数字はないのですが、計画相談からは日数が足りないという面は出ているのですが、それ以外のアンケート、保護者や事業所からのアンケートはちょっとお答えできる数字ではなかった、それを公に出していいものなのかということと協議があったので、この数字は全体会議には提示はしていません。

議 長 はい、ありがとうございます。〇〇委員が1番聞きたかったことは今の答えも含めてなおかつどこに新しい事業者が、簡単に言うと事業者がそういったものを展開していったらいいのかということを確認する、基礎資料にするためにエリアとか、それから何人くらいということを知りたいのだと思います。だから、細かいところまでいなくてもいいから大きな傾向ができるようなまとめ方をしていただければありがたいと思うのですが、〇〇委員そういうことでよろしいですか。

委 員 そういうことなのですけれども、いわゆる高齢福祉ではどこの地域にどれくらいのニーズがあるかということと全部きちんと出していますよね。だから、第4期障害福祉計画を作るときもニーズ調査をかなりやったはずですよ。そういうことをきちんとニーズ調査をやらなければ、本人たちのためにどういうふうな場を提供できるか、考えにくいだろうと思います。これはど

こでもそうだと思います。〇〇委員ともちょっと話したのですが、たとえば富岡養護の児童が使いたいと内郷や小名浜にも来ているのです。でも実際に送迎などの困難性の問題とかで、〇〇委員にあなたそこでやれと言ったのですけれども、やっぱりそういうふうにいるいろいろな流動的な動きがあるので、きちっとニーズをとってやっておかないといろいろな計画を進めるうえでやっぱり困難性が生じるのではないのかなという感じがするのですね。本当の意味でニーズ調査をきちっとやらないと行政側でも把握していないのではないかなと。受給者の支給決定が結構多いのです。多いのだけれども、使えない人が結構いるのです。

議 長 それはマッチングしていないということですか。  
委 員 要するに定員の問題とかそういう問題があって、みんなもっと使いたいけれども、例えば学ばせようかと思って支給決定した時も1か月のうち何日かしか使えない、1週間に1回とか、1週間に2回とか、そういうような実態です。だから本来の意味でのニーズ調査はきちっとしたほうがいいのではないかなという意味で先程申し上げました。

議 長 さっきその前に私が話しましたが、その辺りが事業所とすればこれから事業展開していくニーズがどこにあるのか、全体的にもそうだけれどももう少しエリアとか人数とか絞った形で出来てくれば事業展開していくのに非常にわかりやすいということです。専門部会でまた話してみてください。お願いします。それからもう1つ就学が就労支援のアセスメントの話が出ましたけれども、このことについては逆に行政でここに書いてあるのですが、就労支援部会の1番最後かな、5番目に移行支援事業所アセスメントについてということで新規ですが、これを検討していきたいということですが、このことをたぶん〇〇委員は質問されたかと思うのですが、この点について専門部会で検討していくにあたって事務局のコメントいただければ、それを参考にもできると思いますのでよろしくお願いします。

事 務 局 こちらに記載の点や〇〇委員からありました網の目から漏れていると推測ではあるのですが、おそらく発達障がいとか発達障がいの疑いがある方とかを想定していらっしゃるのかなと思うのですが、市としましては今まで専門部会とか運営会議とか全体会議の中で発達障がいについての対応ということが課題と

なっていたものですから、昨年度から就業生活支援センターに機能強化事業として発達障がい疑いのある方に相談とかできるということで委託事業を追加しているところです。おそらくそういったものの中で就業生活支援センターから例えば同一法人の中の就労移行のところにいけないかということでこのような案件がでてきたのかなというのは団体との意見交換会の中でも出てきたものですので、それも1つと受け止めているところです。こういった事例が出てきたことで今まで埋もれていたとか、潜在的だったものが問題が顕在化されたことでいいことだと思っております。現在、無料でということでもしかすると同一法人内でということと一定の取り組みということと取り組んでいただいているのであれば、いろんな選択肢としましては部会で今後検討されるように行政の制度化ということも考えられますし、例えば社会福祉法人独自の取り組みということも考えられるとか、あるいは現在ですと公益負担ということも考えられますので、発達の場合ですと特に手帳とか対象とかはないのですけれども、ある程度の料金を取ってということも、いろいろ方策としては考えられると思います。それ以外に就業生活支援センターなどもそうなのですが、特に養護学校とか普通高校とか中学校とか、連携がうまくいったので余計このような方が発見しやすくなってきたのではないかという良い面もありますので、例えば制度として在学中にこのようなことができ、在学中に学校の役割として、在学中にこういった取り組みをするということも単純に行政が全て負担するということではなくて、在学中に早くからこのような取り組みをして卒業時期、就職時期に合わせてうまく就労にマッチングできるとか、そのようなお取り組みができないかなとこの課題を1つに問題というか、取り組みとか、アイデアが広がっていけばいいのではないかと事務局では捉えているところです。

議 長

はい、ありがとうございました。27年度の実績というのは専門部会で出ていましたか。このマニュアル、一般校から手帳を取得していない方への就労アセスメントを無償で行っている実態がありと書いてありますが、この実態というのは数字で挙がっていましたか。

就労 支援

昨年度の部会で移行支援事業所からです。あと就業生活支援センターさんからアンケートを行いまして数字が出ましてこう

いう実態があると見えてきているところでこれからも継続してその数値というか、そういった数というのを把握していこうということに部会ではなっております。今手元に資料がないので、具体的な数は出せないのですが、昨年度の部会の中で、1年間でどれくらいのアセスメントがあったという数は出ております。

議 長 全体会議にもその資料が出ていましたか、ぜひ参考にするためにそういう人が5人なのか、50人なのかによって、先程事務局から話がありましたように制度化したほうがいいのかという検討材料にもなるかと思っておりますので、全体会議にぜひ資料としてまとまっているのであれば出してください。

委 員 事務局がおっしゃったように問題が顕在化してきたということはすごくいいことだとまさにそのとおりでと思います。そこでご本人とか、ご家族保護者の方というのは就業生活支援センターさんなりをお願いして、やっていたいている状況だと思えますけれども、スクールソーシャルワーカーさんとか学校さんとも連携を取ることによって、情報の共有がさらに広がってさらに顕在化していくというのがありますので、せっかくある制度ですので、学校さんもスクールソーシャルワーカーさんもうまく活用していけたらなと思います。

議 長 提言などもありましたので、そこも検討してぜひ専門部会でやっていただけたらなと思います。報告事項について今質問いただきました。その他質問宜しいでしょうか。良ければこのあと協議事項に移っていきたいと思います。それでは協議事項がふたつあります。(1)第4期いわき市障害福祉計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (資料に基づいて説明)

議 長 今事務局の方から第4期の計画の進捗状況について、速報ということでご説明いただきました。これについて、最後の話もありますので、各委員の方からご意見いただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。〇〇委員をお願いします。

委 員 4ページの意味疎通支援事業で手話通訳の設置ですが、今年の5月から1人設置通訳が増えたので、3名になっているかと思えますがそこは訂正したほうがいいのかと思います。あともう1つあります。5ページの登録手話通訳者等養成研修事業ですが、要約筆記と点訳者というのも書かれていますが、聴覚障がい者のコミュニケーションの支援者がどこまでとかそうい

うことで、一応点訳者と要約筆記者というのがきちっと分けて書いてもらえるといいなというふうに思います。意見です。

議 長 事務局で今のご質問に対して、ご説明いただければなと思います。お願いします。

事 務 局 ○○委員から質問がありました2点なのですけれども、まず第1点目○○委員からお話いただきましたとおり、手話通訳者、昨年度末も報告させていただいたとおり、障がい福祉課内に手話通訳者1名増で3名となっております。この資料につきましては経過ということなので、この第4期計画を作るときには2名の現状だったのですけれども、実績は3名となりますので、次回28年度の実績という資料を作る場合には、実績欄を設けて3名になるという予定になっておりまして、計画上は2名のままとっております。それでこのような表記となっております。2点目の表記につきまして、登録手話通訳者等についてのところですが、この実施事業は国の補助などの制度に基づいた表記に合わせたもので一括でこのような表記にすることとなっておりますが、内訳としては別々に数字把握しております。今後このような形では実際の活動ごとの内訳が分かりづらいのではないかとことであれば委員の意見を踏まえまして、次回以降の実績を出すときは内訳などを括弧書きでわかるような工夫をさせていただきます。ご意見ありがとうございます。

議 長 ○○委員お願いします。

委 員 障がい児支援についてですが、先程の話に戻ってしまって申し訳ないのですが、報告事項の質疑でニーズの把握について課題が残っているというところで確かに数値上は達成されているもの、達成されていないものがありますけれども、表面に出ていない潜在化された部分というのが私どもが分からないと数値を変更していくというのはなかなか大変かなと思います。そこでなんですけれども、事業所に問い合わせをしたりとか、受給者証の確認を行ったということなのですけれども、自立支援協議会の委員の中にいわき養護学校の校長先生であったり、平養護学校の校長先生がいらっしゃいますので、そこに富岡養護学校を加えて学校関係、教育機関を通じて、学校さんの協力を得て直接保護者さんに無記名でアンケートを行うというのも1つの手かなと思います。どのくらいのサービスが私の子供は必要です、このエリアであれば私たちは使いやすいといったアン

ケートを障がいがあるお子さんが普段通っている教育機関であったり、団体さんが直接保護者さんにとってみると生のニーズというのが出るのかなと感じたので1つの提案とさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございました。専門部会というか、運営会議というか、学校を通じてアンケートをやったらいいのではないか、ニーズ調査をやったらいいのではないかというお話ですよ。今提案ありましたので、それも専門部会で話をしながらどんな中身でやったらよりの確にとらえられるか、検討して進めたらいいかなと思います。その他ご意見ありますか。

委員 改めまして計画の中で移行支援事業所の数値目標達成率 50%であったりとか、働きたいという願いを叶えるために移行支援事業所等をご利用されている中でその方々を働く支援にあたるということではとても高い数値で就労を支える支援者としてはうれしく思います。ただ働いた後にはそこに働き続けるという人生が待っている中で定着の支援は各就労系の事業所さんによってなのですが、概ね移行支援事業所でも半年ぐらいなのです。報酬単価等もありますし、そこまで何年も後追いをしして就労定着まではという部分もあるところでその役割を担っているところが就業生活支援センターではありますが、かなりの人数が毎年新規で増えてくるといった現状がございます。就業生活支援センターは国と県からの委託事業なのですが、人員配置も定められたところがございますので、今後ここに力を注いでいくのであれば、就業生活支援センターに配置してということではなくて、移行支援事業所であったりとか、他の手法もあると思うのですが、専門部会の中でも定着支援等など挙がっておりますので、こちらの制度にはない部分も念頭に置きながら、専門部会と行政でも頭に入れていただけると大変ありがたいなと思います。

議長 意見ということでいいですね。ではぜひそういうことを行政、専門部会でも検討して単に就職だけでなく、定着が継続できるようなことも検討してくださいということでよろしいですね。その他質問よろしいですか。よろしければ協議事項2にいきたいと思いますので、事務局からご説明をお願いします。

事務局 (資料に基づいて説明)

議長 基幹相談支援センターの設置に向けた検討ということで事務

局から説明がありました。これは27年度の最後の第4回会議の時にも話が出まして、各事業所のご意見も頂いて、議事録にもものっているかと思いますが、あの時点では各事業所ともに直営のほうがいいのではないかという話でみなさんの記憶の中に残っているかと思いますが、それを踏まえて行政で今のような検討についてということで運営会議でも話をしてもらった、それからこれからの予定で言いますと9月、この次の会議までに方針をみなさんの意見を踏まえて、再確認していきたいということなので委員のみなさんのご意見を伺いたいと思います。先に、あの時の話では当事者の方々は簡単に言うと委託とか、直営とかよくわからないところがあるけども、相談しやすい形になってくればという話だったかと思うので、なお追加する部分それぞれご意見あれば話していただければと思います。委員の方々よろしくお願ひします。

委員

この問題につきまして、前々からずっと議論になっておりましたが、昨年はちょっと所用がありまして2回ほど欠席したのですが、いろんな情報を聞きますとやはり中立公平を担保していかなければならないということがあります。そうなりますとやはり直営が1番いいのではないかと思うのです。現在各法人で今人材不足がかなりあります。それから各職員も専門性を高めるための研修をやっていますが、例えばここに出ているように出向5年と言ったならば、法人として出向規定をどういうふうにするか、給与はどういうふうにするか、1番の問題は退職手当共済はどういうふうにするかなど、いろいろ出てきますよね。特に福祉医療機構の問題、退職手当共済の問題、これ抜けるとほんとに長い間務めることによって、基本が高くなっていくのですが、抜けると低減しちゃいます。そしたらその人たちの保証はどうするのかなどの問題がかなり出てきます。だからある意味でスーパーバイズの出来る人が少ないというお話ですが、大学で社会福祉士を取られていて、現場の問題についてはお互いに協力し合いながら定期的に会などを持ちながらいわゆる専門職を育てていくという方法もあると思います、ケースワーカーを通じて、ある意味、NPOを立ち上げるなら立ち上げるでもいいと思いますが、そのNPOに十分集まるかということこれも疑問です。今の相談支援事業所からNPOに出すというわけにはいかないの、やはり法人の職員として長くいてもらわなく

てはいけませんし、やめたらそれは先程申し上げたように福祉医療機構の退職共済対象はそれで終わりです。そうすると個人の保証をどうするのかという問題も出てくるのです。だからその意味で中立公平を保つという意味ではやはり、前回の自立支援協議会では直営でお願いしたいというふうにしたと聞いているのですが、その辺はいかがですか。

議長 事務局にもちょっと振りたいなと思いますが、その前に3月のときにこの話、〇〇委員は欠席だったのかな。その時のお話、その他の方たちのご意見もあったかと思いますが、改めて今事務局の説明があったのですが、それを受けて聞いてみて、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員からそれぞれ事業所、法人が関わっていますので、今の行政の説明をお聞きして改めてご意見等々あれば、お願いしたいなと思います。

委員 私も原則やはり直営の方が市の責任という部分では間違いがないのかなと思います。委託と考えた場合ですが、やはり中立公平という観点からいくと、どこぞの社会福祉法人となった場合、いわき市社会福祉協議会さんはどう考えていらっしゃるのかなというところをお伺いしたいところではあるのですが、我々とはまた違った形で行政に準ずるところもありますので、社会福祉協議会さんはどうですか。事務局にもお伺いしたいのですが、社会福祉協議さんのこれからのあり方にもかかわってくるのでしょうけども、社会福祉協議さんから一言いただければと思います。

議長 〇〇委員から話がありました。地域福祉を考えた時に、改めてそれもありだと思って考えました。一言いただければと思います。

委員 基幹相談支援センターの関係ですが、まず私どもの考えなのですが、市直営が1番いいという意見はまずあります。その中で軌道にのってから委託ということで、実際に実例でいうと10年位前に地域包括支援センターが立ち上がった時に市の方で直営でやってそのあとNPOに委託というスタイルが1番望ましいと考えてはおります。あと先程〇〇委員から職員を出向とした場合の退職共済の兼ね合いということなのですが、実際私どもでも職員1名を市の権利擁護成年後見センターに派遣という形でやっております。その中で退職共済、私も詳しく流れが分からないのですが、職員の不利にならないように手続きはして

いるはずなので、それをもって退職とか不利益はないと思いますので、もし仮に今後市直営でやってあと各事業所さんから派遣という場合もそこは整理がつくのかなと思います。そこは確認してみますが、そういったところではあります。最終的なものについてもやはり一度市直営で軌道にのってから考えていくのが一番ベターかなとは思ってはおります。

議  
委

長  
員

はい、ありがとうございました。

これ参考になるかならないかちょっと分からないのですが、私が関係している団体で難病相談センターというのが東北各県にあります。それで東北各県で県が直営で運営しているのは福島だけです。あとはみんなNPOが県の委託を受けてやっているのですが、その各県の事業を聞きますと、もう相談の他に送迎までもやるようになって、委託を受けてやっているとは忙しくて手が回らないそうです。それから今言ったようにマイナンバー的な絡みなのですが、給料の問題はどうなるのか、やっぱり結構委託を受けている場合、それだけに問題があると思うのです。確かにあくまで難病に限った相談センターですから、今回の事例とはかみ合わないかもしれませんが、まず難病センターについて相談はどれくらいあるのですかと聞くと、各団体ほとんどゼロで、いわきで1つの相談センターの場合は、そちらの方が多いと思いますが、私たちの障がいに対する相談はほとんどないという状態です。

議  
委

長  
員

はい、ありがとうございました。

先程、地域包括の話が出てきましたので、お伺いしたいのですが、一応人員体制の問題でいろいろ事例を出しているのですが、例えば委託、特に精神の場合も保健師さんとの関係もかなり密接なものですから、ただ私どもの事業所では保健師を雇用するのは非常に困難だということがありますけども、地域包括のように委託しても職員を派遣して立ち上げるというような形が取れば望ましいのではないかと、特に保健師の場合ですね、社会福祉士とかでしたら何とかなるのですけれども、人員体制が整わないということが非常に大きいところです。そのようなケースは検討しなかったかどうかです。

議  
委

長  
員

ありがとうございます。今のことについて、事務局からご説明いただきたいのですが、その前に〇〇委員お願いします。

前回、意見を求められた際と同様です。1番はやっぱり直営

がよろしいと思います。複数法人をまたいでというのは、現実的に考えた時に相当難しいですし、限られた法人にという先程〇〇委員がおっしゃられたように公平性というところからいくとなかなかこれは特定のところに預けてしまうといういろいろと問題が発生する可能性が予めあるのかなというふうに思います。そうすると市の直営がここにいろいろ総合判断のところに出ない理由として4点ほど挙がっているのですが、いろいろ条例等々と言われるとなんともこれ言いようがないのですけれども、クリアできない項目ではないと思いますので、先程〇〇委員がおっしゃったように社会福祉法人に委託ということであればこれ特定の事業実施をしているところではなくて、社協さんという立場であれば、ここは公平性の担保というのは非常にしやすいのかなと思います。

議 長 先程、〇〇委員から話が出た普通の庶民の言葉で言うと、その手があったのかということをはんとに思わせられました。ありがとうございます。今のご意見それぞれ踏まえてですが、それからもう1つ先程出た、委託を取るとすれば保健師の職員派遣などもできるのかなという話がちょっと出たのですが、そのあたりの事務局の今まで検討されたかどうかも含めて、検討するとすればそのあたりも可能なかどうかも含めて、お願いします。

事 務 局 いろんな意見いただきまして、ありがとうございます。今回は直営、委託ということで並列で出させていただきました。もともとこの自立支援協議会の目的は、地域の資源、関係機関が集まって意見交換すること、あとは現在7地区、7か所に委託相談している相談支援事業所が中立公平性を保てるかを見るための協議会でもあります。まず委託させていただいている立場からすると委託相談は中立公平を保たれているということで受け止めているため、逆に法人を運営されている方から心配な意見が出ると大丈夫なのかなと懸念するところでも一方であります。事務局としてはどうかということなのですが、行政としましては障がい施策全体の流れの中で障がいのある方、あるいは家族の方の相談をどうすればいいのかということで考えているところです。現在の国の流れで見ますと障がい者は障がい者施策、高齢者は高齢者施策、子どもは子どもの施策という縦割りというよりは横のつながりをどうするかという1つの

テーマが出されています。あと部会とか全体会議の中でも先程、〇〇委員からお話があったように親なき後とか、高齢障がいという形での問題も多く出ております。基幹相談も国が作れと言っているから作るということではなくて、行政として今後障がいがある方、ご家族の方、あと一方で高齢化とか障がい児とか全体的にするにはどうするかという視点で整理したいと思っております。その中で包括支援センターという先に取り組んでいるところの流れも参考にしたいなと思っております。ただ2年前、3年前ですかね。〇〇委員からのご意見だったと思いますが、包括のように法人から引き抜くことはないですよということ、法人をやめてそれは特に考えてないということでご回答させていただいたところでもあります。ですので、市としましてもいろんな選択肢を考えてやっているところです。国の総合支援法施行3年後の見直しを見ましても、障がいは障がい、高齢は高齢という仕組みだけではだめなのだろうなということを考えているところです。そうしますと今回示させていただいた業務内容とかに、基幹相談センターが権利擁護をやるとかということではなく、基幹との連携も踏まえてということも考ますと、みなさんから逆にいろんな意見をいただきますと行政を信頼していただいてありがたいなというところは、ありがたいところではあります。直営の場合ですと、市の職員定数管理とか、そのようなことでどのような課題があるかという一方で考えて置く必要と、ではそれがだめだと言われたときにどうするかということも同時並行で進めていかなければならないと思っております。保健師の派遣はということでご意見があったことにつきましても、直営の場合の検討ということもありますし、一方で例えば法人内で資格を持っている、例えば保健師などの資格を持っている方がいるかも合わせて調べて、ではどのパターンであればどういった対応が必要なのかということは並行で考えていく必要があると思っております。ほんとに障がい福祉施策、介護保険制以降は特に同時並行でも数年ごとに変わっている中で、今国から示されているだけでもうおしまいということはないだろうなということも考ますと、より柔軟な対応ができるのはどちらなのだろうなというのはやはり選択肢というか、議論は出てくるとすれば、定数管理という中での役所よりは柔軟な対応ができる方法というのがもうひ

とつ選択肢として考えておく必要があるのかなと思っているところでは。

議長 はい、ありがとうございます。今事務局からもお話いただきましたが、その他このことについてご意見ある委員の方おられますか。よろしいですか。申し訳ないです、大分時間も過ぎてきて。今行政側の、事務局側のお話を伺いましたが、全体会議としての委嘱された委員の方たちの全体会議の意見を改めて踏まえていただいて総合的に今度の第2回のときには大体固まらなくてはいけないでしょうから、そのあたりで進めていければなと思っていますので、よろしくお願いします。協議事項2つ目終わりますして、その他ということで、いわきっ子入学支援システムについてということで、事務局でご説明をお願いします。

事務局 (資料にもとづいて説明)

議長 はい、ありがとうございます。〇〇委員をお願いします。  
委員 今のご説明を聞きますと、学校側が管理するということと、診断がついていないとか、障がいということオープンにされていないという話なのですが、イメージ図の左下を見ますと、保健のところからいって最後は就労生活支援という大きな矢印が見えているのですけれども、こういった肉づけされた情報というのが学校終わった後、ハローワークさんであったり就労移行支援事業所であったり我々の事業所に情報提供される可能性というのはあるのでしょうか。

事務局 可能性というお話というより、今時点での報道などを参考にしてお答えするのでご容赦いただきたいのですけれども、現在の内閣府に対して提言を行っている教育再生実行会議というものがありまして、その中の5月に行いました第9次提言の中で仮称ということにはなっていないのですけれども、個別カルテというようなことで、国の提言として挙げられているのが国として乳幼児期から高等学校段階までの話になりますが、まず学校の話になるのですけれども、個別の支援情報に関する資料ということで仮称個別カルテを作成して、進級、進学、就労の際にその内容が適切に引き継がれるしくみを整えるというようなことでの提言がなされておりまして、高等教育段階においても個別カルテの作成、活用を推進する、その中に特に特別支援学級、そのような指導の対象である児童生徒については個別カルテの作成を義務化するというような提言がなされています。今

後国の動向を見ながら、今後は学校サイドの部分で個別カルテというものをどのような形で運営して繋いでいくのかというような部分の関連性も出てくるものですから、今即答は難しいのですが、そのような流れで情報は繋いでいく可能性はあるのかなというのが現状です。

議 長 委員 はい、ありがとうございます。〇〇委員よろしいですか。  
委員 学校で人生が終わるわけではないので、できれば切れ目なくと書いてありますけれども、ご本人の同意とか、ご家族の同意というのは必要になってくると思いますけれども、できるだけ有効活用できるようによろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。〇〇委員が言いましたけれども、先程ご説明あった中で、概要の2行目、異なる関係機関が一貫性をもった切れ目のない支援を行うためには、ばらばらの様式ではなくて、1本になっていて、いわきのサポートブックも県のもをいわきで必要だから修正して作った中にこの支援シートとか、それから高校までいくものとか、それから就労に向けて、それが1本化されていったほうが学校で持つものももちろんあるでしょうけど、学校だけの情報でなくて、それは本人の情報だから、そこの中に組み込まれるようないわき版ができていくといいなと思って聞かせていただきました。これで本日の報告事項並びに協議事項を全て終了いたしますが、事務局で何かありますか。無ければ、これで平成28年度第1回目の会議を終了いたします。長い時間ありがとうございました。

事 務 局 以上を持ちまして、第1回目いわき市地域自立支援協議会を終了いたします。

#### IV 閉会